

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項、西郷村財務規則(昭和61年西郷村規則第4号。以下「財務規則」という。)に基づき、入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 賃貸借第1号 令和8～18年度 長期継続契約
学校施設等照明設備賃貸借

場所 西郷村大字米字館岡地内外

物件 西郷幼稚園、小学校(5校)、中学校(3校)、西郷村福祉ふれあいセンター
(LED照明器具)

※上記物件について、一括して入札に付する

- (2) 配置場所及び設置台数 別紙仕様書のとおり

- (3) 賃貸借期間

令和8年9月1日から令和13年8月31日(60か月)

※川谷小学校、羽太小学校、川谷中学校、西郷第一中学校

令和8年9月1日から令和18年8月31日(120か月)

※熊倉小学校、小田倉小学校、米小学校、西郷第二中学校、西郷幼稚園、西郷村福祉
ふれあいセンター

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札者は、2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、(1)に定める提出書類を、令和8年5月7日(木)から令和8年5月22日(金)午後5時15分までに4の(3)に定める場所に提出すること。

なお、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は説明等を求めることがある。

- (1) 提出書類

ア 西郷村入札参加資格確認申請書(指定様式)

イ リース業の実績が確認できる書類(契約書の写し等)

ウ 会社更生法、民事再生法の適用を受けた者でないことの誓約書(指定様式)

エ 仕様適合証明書及び納入機器等構成表(指定様式)

オ 設置する LED 照明器具のカタログ（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）

- (2) (1) の書類を提出し、資格審査により適格と決定した者に対しては、入札参加資格確認通知書（第 2 号様式）を郵送するので確認すること。
- (3) 入札参加資格がないと通知された者は (2) の通知を受けた日から起算して 3 日以内（休日を除く。）に書面をもって説明を求めることができる。西郷村は、説明を求められた日から起算して 6 日以内（休日を除く。）に書面をもって回答する。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 西郷村教育委員会学校教育課及び西郷村ホームページ

イ 期間 令和 8 年 4 月 3 0 日（木）～令和 8 年 6 月 2 日（火）まで

（学校教育課については土曜、日曜日を除く）

学校教育課受付時間は、午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分まで

（正午から午後 1 時までを除く）

- (2) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時 令和 8 年 6 月 3 日（水） 午前 9 時 3 0 分

イ 場所 西郷村総合庁舎 1 階 中会議室

- (3) 問い合わせ先

郵便番号 9 6 1 - 8 5 0 1

西郷村企画財政課

電話番号 0 2 4 8 - 2 5 - 2 9 4 3

ファクシミリ 0 2 4 8 - 2 5 - 2 6 8 9

電子メール kikakuzaisei@vill.nishigo.lg.jp

5 入札書の提出方法

- (1) 入札時に必要な書類等

ア 入札参加資格確認通知書

イ 委任状（代理人が入札される場合）

ウ 入札書

エ 積算内訳書（指定様式）

- (2) 入札の方法

(1) に掲げる書類等を当日持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は受け付けない。

入札書は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名・押印（実印）のうえ、入札執行者の指示に従って入札書を提出すること。

入札書に記載する入札金額は、物件合計した総額（1 2 0 か月分）及び月額（当初から

の5年間と5年以降)の賃貸借の金額を記載すること。また、入札書提出の際には積算内訳書(指定様式)に、使用年度ごと、使用施設ごとの賃貸借料(税抜き)を記載し、添付すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

6 入札保証金

(1) 西郷村財務規則第115条の規定により免除する。

7 開札等

(1) 開札は、4(2)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格以下の入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

8 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までに提出した書類に関し、村長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。

(2) 入札者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に付する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを防げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約をしなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人をして使用した者

(5) 開札場所には、入札者又は、代理人以外の者は入場できない。

(6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することがで

きない。

- (7) 入札者またはその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

10 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなすなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず。又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 入札書に記名押印がない入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 西郷村が定める予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいない場合、又は再度の入札に付し落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。

13 契約保証金

西郷村財務規則第97条により徴収する。ただし、同規則第98条に該当する場合は免除する。

1 4 契約書等の作成等

- (1) 落札者は、契約書に記名押印し、貸付場所を管理する者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。なお、契約は、入札書に記載された名義で行う。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

1 5 その他

- (1) この入札説明書に疑義がある場合、入札者は、その疑義について入札前に説明を求めることができる。
- (2) 入札者は、履行場所を事前に確認すること。なお、設置の確認に際して、仕様書に記載してある連絡先に事前に連絡して訪問すること。